

大学・地域共創プラットフォーム香川規約

(名称)

第1条 本会は、大学・地域共創プラットフォーム香川（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 プラットフォームは、香川県内の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「県内大学等」という。）を基点に、地域の各主体が知見を共有し、連携してこれからの地域を支える観点から、産業界、行政等を加えた産学官のネットワークを形成し、地域社会・地域経済を支える人材の育成・定着及びその人材が活躍する場の形成に向けた議論と実践による共創を通じて、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域社会・地域経済を支える人材の育成・定着に関する事業
- (2) 地域社会・地域経済活性化のための地域課題への対応・解決に関する事業
- (3) 地域の産業振興に関する事業
- (4) 県内大学等の教育の向上及び研究の促進に関する事業
- (5) 県内大学等の情報の提供・広報に関する事業
- (6) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 プラットフォームは、別表の左欄に掲げるもの（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(入退会)

第5条 プラットフォームに入会しようとするものは、書面により会長に申し出るものとし、第11条に定める総会の議決を経て、入会することができる。

- 2 構成員が、プラットフォームを退会しようとする場合には、原則として退会する3か月前までに、書面により会長に申し出た上で、第11条に定める総会の議決を得なければならない。

(機関)

第6条 プラットフォームは、第3条の事業を行うために、総会、運営委員会、部会及び事務局を設置する。

(役員)

第7条 プラットフォームに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(選任等)

第8条 プラットフォームに会長を置き、会長は、香川大学長をもって充てる。

- 2 前条の副会長及び監事は、別表の左欄に掲げる構成員において、同表の右欄に掲げる役職にある者のうちから、総会において互選により選任する。
- 3 副会長及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠の副会長及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 副会長及び監事は、前2項の規定にかかわらず、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。
- 6 会長、副会長及び監事（以下「役員」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の3分の2以上の議決により、解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

(職務)

第9条 会長は、プラットフォームを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(報酬)

第10条 役員は、無報酬とする。

(総会)

第11条 総会は、別表の左欄に掲げる構成員において、同表の右欄に掲げる役職にある者（以下「委員」という。）により構成する。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議・決定する。
 - (1) プラットフォームの運営に関する重要事項
 - (2) 事業計画に関すること

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) 副会長及び監事の選出に関する事

(5) その他重要事項

3 総会は、会長が招集し、その議長となる。

4 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 やむを得ず総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した委員は、第4項の規定については出席したものとみなす。

7 総会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営委員会)

第12条 プラットフォームに、次の各号に係る事項を行わせるため運営委員会を設置する。

(1) 中長期計画の企画・立案・評価に関する事

(2) 事業計画の企画・立案に関する事

(3) 予算の企画・立案に関する事

(4) 部会の設置・廃止の検討に関する事

(5) プラットフォームの会費の検討に関する事

(6) その他プラットフォームの事業実施にあたっての検討及び企画調整に関する事

2 運営委員会は、委員が指名する者及び事務局長(以下「運営委員会委員」という。)により構成することとし、委員は、1名の運営委員会委員を指名するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

3 運営委員会は、委員会において審議・決定した事項を総会に報告しなければならない。

4 運営委員会は、事業実施を円滑に推進するため、必要に応じ、別途、部会及びその他の組織を設けることができる。

5 前条第3項から第7項について、「総会」を「運営委員会」、「委員」を「運営委員会委員」、「会長」を「事務局長」と読み替えて準用する。

6 運営委員会は、必要に応じ、書面により運営委員会委員の意見を聞くことができる。書面による運営委員会委員への意見聴取の結果は、前項により準用する前条第5項に定める運営委員会における議決と同等の効力を有する。

(部会)

第13条 プラットフォームは、事業運営のため部会を置く。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第14条 プラットフォームに関する事務を処理するため、香川大学に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 事務局は、総会及び運営委員会の事務を処理する。

(会計)

第15条 プラットフォームの会計は、構成員の会費、負担金、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てることとし、会費に関し必要な事項は、別に定める。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第16条 この規約は、総会の議事を経なければ変更することはできない。ただし、その変更が、軽微な場合には、運営委員会において、規約の変更を行うことができる。

2 前項ただし書きにより、規約の変更を行った場合には、運営委員会は、総会においてその内容を報告しなければならない。

別表（第4条関係）（順不同）

○県内大学等

名称	役職
香川大学	学長
香川県立保健医療大学	学長
四国学院大学	学長
徳島文理大学	学長
高松大学	学長
香川短期大学	学長
高松短期大学	学長
せとうち観光専門職短期大学	学長
香川高等専門学校	校長

○経済団体等

名称	役職
----	----

香川県商工会議所連合会	会長
香川県商工会連合会	会長
香川県中小企業団体中央会	会長
香川経済同友会	代表幹事
香川県中小企業家同友会	代表理事
香川県農業協同組合中央会	代表理事会長
香川県漁業協同組合連合会	代表理事会長
香川県銀行協会	会長

○行政機関

名称	役職
高松市	市長
丸亀市	市長
坂出市	市長
善通寺市	市長
観音寺市	市長
さぬき市	市長
東かがわ市	市長
三豊市	市長
土庄町	町長
小豆島町	町長
三木町	町長
直島町	町長
宇多津町	町長
綾川町	町長
琴平町	町長
多度津町	町長
まんのう町	町長
香川県	知事

附則

- 1 この規約は、令和4年3月28日から施行する。
- 2 この規約の施行後、最初に任命される第7条に定める副会長及び監事の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。
- 3 プラットフォームの最初の事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

附則

この規約は、令和6年9月26日から施行する。

大学・地域共創プラットフォーム香川部会設置規程

(目的)

第1条 大学・地域共創プラットフォーム香川（以下「プラットフォーム」という。）に、プラットフォーム規約第13条第2項の規定に基づき、次の部会を置く。

- (1) 進学・教育部会
- (2) 就職・産業振興部会
- (3) 地域活性化部会

(所掌事項)

第2条 各部会は、総会及び運営委員会の方針を受け、次に掲げる事項を所掌し、関連事業を実施する。

(1) 進学・教育部会

- イ 県内進学の促進に向けた県内高等学校等との連携に関する事項
- ロ 県内大学等の情報発信に関する事項
- ハ その他県内進学の促進、教育の向上に関する事項

(2) 就職・産業振興部会

- イ 県内大学等との連携による県内企業への就職促進に関する事項
- ロ 産業振興のための地域と県内大学等の連携による共同研究に関する事項
- ハ PBL（課題解決型学習）及びリカレント教育の推進に関する事項
- ニ その他県内就職・産業振興に関する事項

(3) 地域活性化部会

- イ 県内大学等と連携した地域社会を支える人材の育成及び人材の定着に関する事項
- ロ 県内大学等と連携した地域づくりに関する事項
- ハ その他地域の連携促進に関する事項

(組織)

第3条 部会は、部会員をもって組織する。各部会の部会員は、別に定める。

- 2 部会に、事業を管理する幹事及びその補佐をする副幹事を置く。
- 3 幹事及び副幹事は、部会員のうちから、会長が推薦し、部会において互選により選任する。
- 4 幹事及び副幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 幹事及び副幹事は、前項の規定にかかわらず、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。

6 部会に、部会長を置く。部会長は幹事の中から選任する。

(事業の実施)

第4条 幹事は、部会員と連携し、所掌事項の関連事業を実施する。

2 関連事業の実施その他必要な事項は、幹事と部会員の協議により定める。

3 総会及び運営委員会の承認を受けていない新たな事業が、部会員から提案された場合においては、所掌事項の範囲内において、幹事の判断により、その事業を実施することができるものとする。

(ワーキンググループ)

第5条 部会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループのメンバーは、部会員の中から幹事が選任する。

3 ワーキンググループの所管事項その他必要な事項は、部会が定める。

(事務)

第6条 部会の事務は、各部会の幹事において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附則

1 この規定は、令和4年3月28日から施行する。

2 この規約の施行後、最初に任命される第3条第2項に定める幹事及び副幹事の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。